

奄美市暮らしの便利帳協働発行業務に係る公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、市民の暮らしに役立つ地域情報や行政サービスなどの情報を掲載する情報誌「奄美市暮らしの便利帳」を発行し配布する業務を、奄美市（以下「市」という。）と協働で実施する事業者等（以下「事業者」という）を公募し、選定するため、必要な事項を定めるものです。

業務の実施にあたっては、市が監修を担当し、事業者が発行を担当することなど、市と事業者の役割等を定めた協定を締結します。また、発行に関する費用に関しては、事業者が民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載することで賄うものとし、市は費用の負担を負わないものとします。

2 事業の概要

(1) 業務名

奄美市暮らしの便利帳協働発行業務

(2) 業務内容

別紙「奄美市暮らしの便利帳協働発行業務仕様書」のとおり

(3) 発行時期

令和9年4月（予定）

(4) 発行事業の費用負担

制作から市内全戸配布と市役所配布分の納品までに要する一切の費用は事業者負担とします。

3 参加資格等

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

ア 鹿児島県内に本社又は営業所等を置く者であること。

イ 奄美市入札参加資格者名簿（業務委託等【役務】）に登録されている（又は協定締結時までに登録が予定されている）者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 奄美市指名停止等の措置要綱（平成18年3月20日施行）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

オ 国税、地方税等の滞納がないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

ク 過去3年以内に地方公共団体と協働して行政情報を発信するガイドブック等を発行した実績を有していること。

(2) 参加にあたっての留意事項

- ア 事業者は、提出書類の提出をもって、本要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 事業者は、当該業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することはできません。ただし、あらかじめ市の承認を得る場合は、業務の一部を再委託できるものとします。

(3) 提出内容の変更・追加の禁止

事業者から市に提出された書類について、提出期限を過ぎての内容の変更又は追加はできません。ただし、疑義があり、市が補正を求めた場合はこの限りではありません。また、提案内容について、市が補足資料の提出を求めたときも同様とします。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

(5) 公募とプロポーザルに係る費用負担

公募及びプロポーザルの参加に関して必要となる一切の費用を事業者の負担とします。

4 募集要項の配布期間及び配布方法

(1) 配布期間

令和8年10月5日（月）～令和8年10月19日（月）17:00 まで

(2) 配布場所

奄美市公式ホームページ

https://www.city.amami.lg.jp/kikaku/koho/r8_kurashi_benricho.html

(3) 配布方法

「(2) 配布場所」に記載の URL より資料をダウンロードしてください。

5 参加の手続き

(1) 参加表明・資格審査書類提出

いかなる理由があっても、提出期間外の受付は行いません。また、提出期間内であっても、不足書類がある場合は、受付を行いません。

ア 提出期間

令和8年10月5日（月）～令和8年10月19日（月）17:00 まで

イ 提出書類

(ア) 参加表明書（様式1）

(イ) 会社概要（様式2）

(ウ) 官民協働の類似業務実績を証明する協定書等の写しと成果品（各1部）

(エ) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）（写し可、直近1年分）

ウ 提出場所

奄美市総務部企画調整課広報広聴係（本庁4階）

エ 提出方法

(ア) 持参の場合

土曜日、日曜日、祝日を除く 9:00～17:00

(1) 郵送の場合

書留等の配達した記録が残る方法に限る。

封筒の表に「奄美市暮らしの便利帳協働発行事業者募集参加申込書」と朱書きしてください。提出期限：令和8年10月19日（月）必着

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問受付期間

令和8年10月5日（月）～令和8年10月13日（火）17:00 まで

イ 質問回答日

令和8年10月15日（木）17:00 までに通知します。

ウ 質問送信先及び留意事項等

(ア) 送信先

奄美市総務部企画調整課広報広聴係

電子メール：koho@city.amami.lg.jp

(イ) 電子メールの件名

件名は必ず「奄美市暮らしの便利帳協働発行事業に係る質問」としてください。

(ウ) 留意事項

α 質問は、質問書（様式3）を電子メールでの受付のみとします。電話やFAXでの質問は受け付けません。

β 回答は市ホームページで公表します。

(3) 参加辞退

やむを得ず参加を辞退する場合、速やかに参加辞退届（様式4）を提出してください。

(4) 参加決定通知

令和8年10月20日（火）17:00 までに電子メールにより通知します。また、参加資格がない場合についても通知を行います。

6 事業者選定

(1) 事業者選定方法

複数の事業者から参加表明があった場合は、書類審査及びプレゼンテーション審査により事業者を選定します。なお、参加する事業者が1者のみの場合、参加表明書の添付書類を審査の上で業務の適性が認められる場合は事業者として選定します。

(2) 選定基準

No.	評価項目	評価の着眼点	配点
1	本事業への理解度・積極性	事業の内容を理解し、業務遂行にあたり積極的な姿勢であるか	5
2	業務実施体制・実績	業務遂行のため、十分な能力を有するとともに、制作体制を整えられるか	5

3	業務の実施工程	無理なく迅速なスケジュールであるか	10
4	デザイン・レイアウト・内容	見やすく読みやすいデザインになっており、内容も充実したものであるか	—
		全体	10
		行政情報	10
		地域情報	10
5	社会的価値の実現に資する取り組み	地域社会の維持及び社会的価値の向上に貢献しているか	5

(3) 公募結果の発表

ア 参加する事業者が複数の場合

令和8年10月20日(火)17:00までにプロポーザルによる事業者選定となることを電子メールにより通知します。なお、プレゼンテーション審査は令和8年11月上旬に実施します。実施方法等については別途、参加する事業者へ電子メールにてお知らせします。

イ 参加する事業者が1者のみの場合

令和8年10月20日(火)17:00までに電子メールにより通知します。

(4) 公募結果の公表

市ホームページで選定した事業者名を公表します。

7 協定の締結

プロポーザル又は参加資格審査により選定した事業者と協定を締結します。

ただし、協定を締結する事業者が協定締結日までの間に「3 参加資格等」に規定する条件を満たさなくなった場合や特別な事由により協定締結が不可能となった場合は改めて公募を実施します。

8 その他関係法規の遵守等

業務を遂行する上で、関連する法規を遵守してください。

(1) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報については厳格な取り扱いを行ってください。

(2) 広告掲載基準

奄美市暮らしの便利帳への広告掲載にあたっては、「奄美市有料広告掲載に関する基本要綱」及び「奄美市有料広告掲載基準」の規定を遵守してください。

(3) 守秘義務

事業者が本業務を実施するにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできません。守秘義務については協定期間終了後も同様とします。

9 スケジュール

手続き等の名称	日程
公募関係資料配布	令和8年10月5日(月)～ 令和8年10月19日(月)17:00まで
質問受付期間	令和8年10月5日(月)～ 令和8年10月13日(火)17:00まで
質問回答	令和8年10月15日(水)17:00まで
参加表明、資格審査書類受付期間	令和8年10月5日(月)～ 令和8年10月19日(月)17:00まで
参加決定通知	令和8年10月20日(火)17:00
企画提案書の提出	令和8年10月27日(火)17:00
プレゼンテーション	令和8年11月上旬
選定結果通知	令和8年11月上旬
協定書の締結	令和8年11月上旬

10 問い合わせ先（郵便物送付先）

奄美市企画調整課広報広聴係 担当：久保

〒894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

TEL. 0997-52-1126（直通） 電子メール：koho@city.amami.lg.jp